●加賀市の「共生農業」支援施策が本格始動へ！ その画期的な内容とは？

共生農業に取組む加賀市の若手農家グループ

アミタ持続研は平成27年より石川県加賀市の共生農業支援施策を支援してきました。冬の水鳥たちの西日本最大級の越冬地である加賀市は、水田の落ち籾（収穫後に地面に落ちている稲籾）を主な餌とする絶滅危惧種のトモエガモや天然記念物のガン、ハクチョウなどとの共生と地域農業の振興を図るべく、「共生農業」の推進施策に取組んでいます。このほど、加賀市の公式ホームページに共生農業推進施策「あぢの郷づくりプロジェクト」の紹介ページが立ち上げられ、いよいよ本格的な始動となりました。

▼加賀市共生農業トップページ

https://www.city.kaga.ishikawa.jp/keizaikankyou/kankyouseisaku/kyouseinougyou.html

加賀市が推進する「共生農業」は、いわゆる「環境保全型農業」と何が違うのでしょうか。その主なポイントをご説明します。

●県ごとに基準がバラバラの環境保全型農業

いわゆる「環境保全型農業」は、当該地域の慣行農法（主にJA指導の栽培方法）に対して農薬や化学肥料を 5 割以上削減する「特別栽培農産物」の基準を採用しています。この場合の「農薬の削減」とは、使用量（質量）ではなく、「成分回数」（農薬の成分数と使用回数）が対象です。ところが、各県ごとに定められている慣行農法の成分回数の基準はバラバラなのです。例えば長野県の稲作での慣行農法の成分回数は「12」ですが、隣の岐阜県では２倍の「24」です。別紙 PDF「環境保全型農業の課題と共生農業の戦略」⇒ http://www.aise.jp/archives/007/201702/170206_aiseML-kaga-2.pdf

隣県同士なのに慣行農法の基準値が２倍も違えば、その「5 割削減」の基準値も２倍違うことになります。つまり「A 県の特別栽培は隣の B 県の慣行栽培とイコール」という状況なのですが、それでも同じ「環境保全型農業」であり、その農産物も同じ「特別栽培農産物」として市場に出荷されています。もちろん、一般の消費者は産地の県ごとに異なる減農薬基準など知る術もありません。このように、「環境保全型農業」は市場からの共感や支持を受けるうえで不可欠な統一基準を備えられていないのが現状なのです。

●農薬は「減らす」よりも「選ぶ」ことが大切！

こうした「減農薬栽培」の最も大きな課題は、農薬の成分回数が減らされる一方で、その効果を補うために殺虫力等が遥かに強力で残留効果も高い農薬の使用が拡大していることです。その代表的な例が、神経毒の作用から環境への影響が問題視され EU や北米で使用禁止等の規制が進んでいるネオニコチノイド系の浸透性殺虫剤です。

日本の稲作の環境保全型農業（特別栽培）でもネオニコチノイド系の殺虫剤は広く使用されています。もちろん、その残留農薬は人体に影響のないレベルとされていますが、そ

れは「散布農薬が直接触れる稲籾を除去してから食用することが前提」の話です。つまり、水田の落ち籾を稲籾ごと食べてしまう野鳥には深刻な残留農薬の影響を与えかねません。農林水産省も、稲籾や葉茎ごと家畜等に与える「飼料米」の栽培の場合は、食用米より遥かに厳しい農薬の使用制限と使用農薬の選択の指針を出しています。このように、生物多様性に配慮した農業においては「農薬は減らすよりも選ぶことが重要」なのです。

●「減農薬」から「優農薬」へ　～加賀市共生農業の挑戦～

加賀市が推進する共生農業の推進施策「あぢの郷づくりプロジェクト」では使用する農薬の明確な選択基準として「優農薬選択基準」を設けています。EU 等で使用規制が進むネオニコチノイド系やフェニルピラゾール系の殺虫剤を不使用とするほか、国内の三つの農薬関連法（農薬取締法、劇毒物取締法、化学物質管理法）の法的基準（各 4 段階）で最も安全性の高いランクの農薬のみを選択するという画期的なものです。

さらに、専業や兼業など多様な営農形態の農家が幅広く参画できるように、農薬や化学肥料の削減基準に段階的な４つのレベルを設けています。それぞれのレベルを選択して「共生農業宣言」を申請した農家に、各レベルの「宣言マーク」を加賀市共生農業推進協議会が発行し、農産物の付加価値化を支援するというものです。

▼あぢの郷づくり　共生農業宣言支援制度について
https://www.city.kaga.ishikawa.jp/keizaikankyou/kankyouseisaku/sengenshien.html

さらに、安全な餌場となる共生農業の水田へ水鳥を選択的に飛来させるため、冬の田んぼに最低一週間以上の期間で雨水等を張る「あま水田んぼ」を必須とする様々な「生きもの共生策」のメニューも設定しています。

▼加賀市共生農業「生きもの共生策」について
https://www.city.kaga.ishikawa.jp/data/open/cnt/3/2632/1/kyouseiseido.pdf

こうした共生農業の支援制度の展開に協力する複数の有志農家グループが結成され、それぞれの取組の中で付加価値化されたブランド米の生産販売に取組んでいます。

▼あぢの郷米（兼業農家中心の「あぢの郷米部会」のブランド米）の取組紹介
https://www.city.kaga.ishikawa.jp/keizaikankyou/kankyouseisaku/adinosatomai.html

▼加賀のティール（専業農家中心の「かが有機農法研究会」のブランド米）の取組紹介
https://www.city.kaga.ishikawa.jp/keizaikankyou/kankyouseisaku/texi-rutop_2.html

また、新たな特産米品種として、食通から高く評価されていた「幻の米」の農林２１号を復活させるなど、共生農業の付加価値化と振興にも取り組んできます。

▼農林２１号について
https://www.city.kaga.ishikawa.jp/keizaikankyou/kankyouseisaku/nourin21gou.html

アミタ持続研の地域支援実績として 10 年前に発足した滋賀県高島市の生きものブランド米「たかしま生きもの田んぼ米」がありますが、加賀市の共生農業の取組はその高度発展型のモデルとなります。今後も共生農業の取組を広く展開し、持続可能な地域社会の構築に貢献していく所存です。

●たかしまきもの田んぼ米 URL
http://ikimonotanbo.jp/